## 専門職大学院の評価基準モデル(案)に対する意見対応表

	「東明晩七巻院の部に甘油・ブル(安)」 万卉		モデル(案)に対する各団体等からの意	「東田暎十学院の証体甘淮エギョ(安)」校正立(安)	
	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文	分 野	意 見 内 容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)   
基準 1	目的及び入学者選抜				
		共 通	<ul> <li>● わが国における専門職大学院が多様な理念・コンセプトの下に開設されている実態に顧み、専門職大学院の目的(大学院設置基準第1条の2に定める目的)を踏まえつつ、各専門職大学院固有の理念・コンセプトを尊重したものとなっていることが望まれる。付言すれば、専門職大学院によっては、「ビジネス・MOT」に「公共政策」を加えたものもあり、必ずしも3分野に明確に当てはまらないものも存することに留意する必要がある。したがって、一元的、画一的な評価基準ではなく、目的適合性を基軸に置いた評価基準が望まれる。</li> <li>● 専門職大学院設置目的は、入学者の選抜のみならず、教育課程や教育成果などにおいても、その趣旨が生かされている必要がある。また、その意味で、設置目的についての基準と入学者選抜についての基準は、別の基準として掲げた方がよいのではないか。</li> <li>● 本での基準を通じて、基準1に掲げた「目的」が前提になっていることが明らかになるように書かなければわかりにくいのではないか。</li> <li>● 基準1「目的及び入学者選抜」が、他の基準の基礎となっており、適切な構成になっていると思われる。ただし、基準1で示す目的が基準2以降の評価を行う際に基礎となることについて、明示されていない場合が見受けられるため、そのことについて記述しておいた方が、混乱や誤解が避けられると考えられる。</li> </ul>	対応:専門職大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、各専門職大学院が有する目的を踏まえて分析を行うという考え方になっている。なお、その趣旨を明確にするためモデル(案)の冒頭(基本的な考え方)に明記することとするとともに、基準や観点中の「目的」の語は、「各専門職大学院の目的」と統一した。	
		共 通	● また、基準1についての記述に関連して、当研究科では、地域社会への貢献、連携が重要な設立趣旨であり、役割となっていることから、この観点からの評価も不可欠と考えるところです。		
		共 通	● 評価をシンプルに、「目的が時代に合っているか、業界のニーズに合っているか、適応する人材が入学するように的確な広報活動をしているか」にしてはどうか。		
いう。 合する ・入学者 生の受	大学院の目的(大学院設置基準第1条の2に定める目的を)が明確に定められており、その内容が、学校教育法に通ものであり、当該目的が周知、公表されていること。受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学のが実施され、機能していること。 著数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。	<u> </u>	<ul> <li>◆ 大学院設置基準第1条の2自体は目的ではなく目的を定めることとしているだけである。学校教育法の何に適合するべきかを明確にするべきではないか。</li> <li>→「専門職大学院の目的(大学院設置基準第1条の2において定めることとされている目的をいう。)が明確に定められており、その内容が、学校教育法で規定された専門職大学院の目的に適合するものであり、当該目的が周知、公表されていること。」</li> </ul>	いても修正を行った。)	各専門職大学院の目的(大学院設置基準第1条の2に <u>おいて定めることとされている</u>

「市明映土岗岭の部体甘华工艺』(安)」原本		モデル(案)に対する各団体等からの類	意見	「市明映十学院の証無甘淮エニュ(安)」校正立(安)
	分 野	意 見 内 容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
1-1 専門職大学院の目的(大学院設置基準第1条の2に定める目的をいう。)が明確に定められているとともに、当該目的が、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第65条第2項の規定から外れるものでないか。	共 通		対応:基準1の修正に伴い字句の修正を行った。	1-1 <u>各</u> 専門職大学院の目的(大学院設置基準第1条の2に <u>おいて定めることとされている</u> 定める目的をいう。)が明確に定められているとともに、当該目的が、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第65条第2項の規定から外れるものでないか。
	共 通	● 新規の基本的な観点として、1-2 と 1-3 の間に「目的を専門職学位取得者 の有することが望まれる適切な力量へと具体的に展開し、社会に公表して いるか。」を追加してはどうか。	* - 1 - 1 - 1	
	ビジネス ・MOT	● 「高度な専門性が求められる職業を担うために深く学識及び卓越した能力を培う」とあるが、「ビジネス・MOT分野」では「会計分野」、「公共政策分野」と比べて守備範囲が広いため、分野を「ビジネス分野」及び「MOT分野」の2つに分けて、「高度な専門性」の意味をより具体的な表現にすべき。	理由:「高度な専門性」をあらかじめ固定的に定める のではなく、各専門職大学院が定める目的に照らして	
1-2 目的が、専門職大学院の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。また、目的が、社会に広く公表されているか。		(意見なし)		1-2 <u>各専門職大学院の</u> 目的が、専門職大学院の構成員 (教職員及び学生)に周知されているか。また、 <u>当該</u> 目的が、社会に広く公表されているか。
1-3 目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表、周知されているか。				1-3 各専門職大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表、周知されているか。
1-4 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。	共 通	● 「実質的に機能しているか」と観点 1-5 はダブル部分があるので、統合してもよい。	<b>対応</b> :観点 1-4 の修正を行い、観点 1-5 を削除した。	1-4 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿った <del>て適切な</del> 学生の受入方法が採用されており、 <u>実際</u> の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施さ
1-5 実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。				<u>れているか。実質的に機能しているか。</u> 1-5 実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に
1-6 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。				<del>実施されているか。</del> 1- <del>6</del> 5 (略)

		モデル(案)に対する各団体等からの	意見	
	分 野	意 見 内 容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
基準2 教育課程				
_	その他	<ul><li>● 以下の事項を評価事項に追加していただきたい。 「実習及び実習体制が整備され、適切な指導が行われているか。」</li></ul>	対応:観点の追加は行わなかった。 理由:観点 2-9 にその趣旨が含まれている。	
<ul> <li>教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、目的に 照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される 学位名との関係において適切であること。</li> <li>教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備 されていること。</li> <li>成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっ ていること。</li> <li>学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。</li> </ul>	共 通	● 専門職大学院設置基準第6条では「教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」と規定されているので、以下のように修正してはどうか。 →「教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、専門分野に応じ必要な授業科目が開設され、教育課程が目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。」	理由:「必要な授業科目の開設」の趣旨は観点 2-1 に 含まれている。	<ul> <li>教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。</li> <li>教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</li> <li>成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。</li> <li>学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。</li> </ul>
2-1 理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 また、教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。	共 通	<ul> <li>▼中の「ような」という表記が下記の3分野以外も含める意味合いで記載されているのであれば、案のように修正してはどうか。(原文のままでは、下記の3分野についても、何を満たせば当該観点を満たしていると言えるのか判断が難しいのではないでしょうか)</li> <li>→「また、教育課程が以下の3分野については次に掲げる事項を踏まえた内容に、その他の分野についても以下のような事項を踏まえた内容になっているか。」</li> </ul>	(「資料 5」 3 頁参照)	2-1 理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、 <u>各専門職大学院の</u> 目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 また、教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。
	共 通	● 教育課程の編成について、ビジネス・MOT分野、会計分野では具体的な専攻分野単位で教育課程の編成を求めているのに対して、公共政策分野では、法学・政治学・経済学の3つの学問分野を基本に教育課程の編成を求めており、この点について調整の必要はないか。	理由:分野の性格に応じて必要な内容を盛り込んだも	
〈ビジネス・MOT分野〉 (1)教育課程が、企業経営又は技術経営の実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力を修得させるとともに高い倫理観及び国際的視野を持つプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されていること。 (2)組織行動、企業戦略、技術・生産管理、マーケティング、会計、企業財務などに関する内容を扱う科目が教育課程に盛り込まれている。	·MOT	<ul> <li>● 修得される能力は、記載されている以外でも考えられるので、以下のように修正してはどうか。(字句修正を含む。)</li> <li>→「教育課程が、企業経営又は技術経営の実務に必要な専門的知識や思考力、分析力、表現力等の能力を修得させるとともに高い倫理観及び国際的視野を持つプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されていること。」</li> </ul>		<ビジネス・MOT分野> (1)教育課程が、企業経営又は技術経営の実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに高い倫理観及び国際的視野を持つプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されていること。
ること。	ビジネス ・MOT	● 企業経営又は技術経営の実務領域は広範囲であり、各業界企業でも業務の位置付け・業務範囲・責任範囲が明確になっておらず、戦略スタッフとしての位置付けを明確にするため、「(1)教育課程が、各業界で求められる経営・技術経営の実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力を修得させるとともに高い倫理性を持ち及び国際的視野等高い視点から俯瞰できるプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されていること。」とすべき。	理由:原文のままで特に支障がない。	

		モデル(案)に対する各団体等からの	意見	
「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文	分 野	意見内容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
(観点 2-1 < ビジネス・MOT分野>の続き)	ビジネス ・MOT	<ul> <li>基本的な観点 2-1 &lt; ビジネス・MOT分野 &gt; について、(2)のような具体的科目の編成については、各大学の裁量に任せることが望ましいと考えます。その科目の編成の合目的性についての外部評価があることは構いません。ここで、特にMBAとMOTとを一緒に論じるのは殆ど意味がありません。</li> <li>ビジネス・MOT分野で示されている科目内容は詳細すぎる観があり、具体的科目編成については各専門職大学院の裁量に委ねることが望ましいのではないかとする意見が見られた。</li> <li>〈ビジネス・MOT分野 &gt; (2)について、「(2)組織行動、企業戦略、技術・生産管理、マーケティング、会計、企業財務、などに関する内容を扱う科目が、目的に応じて適切に教育課程に盛り込まれていること。」に修正願いたい。</li> <li>文頭から企業財務までの例示が何に関する内容なのかを明確にしてはどうか。(字句修正を含む。)</li> <li>「組織行動、企業戦略、・・・、など当該分野に関する内容を扱う授業科目」</li> </ul>	対応案①:当該分野の専門職大学院においてコア科目となり得る科目を示した上で、各専門職大学院の目的に即して分析を行うことが明確となるよう修正を行った。(右の欄参照) 対応案②:原文のままとした。 理由:具体的科目の編成は各専門職大学院の裁量であるが、〈ビジネス・MOT>の(2)に掲げたものは当該分野の専門職大学院であれば共通に必要と考えられる代表的なものであり、その内容を含んだ科目が開設されていることが望まれるため。 【 P 】	(2)組織行動、企業戦略、技術・生産管理、マーケティング、会計、企業財務などに関する内容を扱う科目が、各専門職大学院の目的に応じて適切に教育課程に盛り込まれていること。
<ul> <li>&lt;会計分野&gt;         <ul> <li>(1)教育課程が、会計の実務に必要な専門的な知識及び会計専門職業の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに会計専門職業人としての高い倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。</li> <li>(2)財務会計に関する科目、管理会計に関する科目、監査に関する科目を重点的かつバランスよく履修させるよう配慮がなされていること。</li> <li>(3)基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されていること。</li> </ul> </li> </ul>	会 計	<ul> <li>● 職業の現場という言葉に違和感を感じるので、以下のように修正してはどうか。</li> <li>→「専門的な知識及び会計専門職として現場で必要とされる」</li> </ul>	対応: 原文のままとした。 理由: 原文のままで特に支障がないため。	
〈公共政策分野〉 (1)教育課程が、政策過程全般(課題発見・整理、政策判断、政策立案(政策形成)、政策提言、政策実施、情報収集、政策分析・評価)、コミュニケーション等に係る高い専門能力、高い倫理観及び国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されていること。 (2)法学、政治学、経済学の3つの分野を基本に、幅広い科目を適切に学べる教育課程の編成に配慮していること。 (3)基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されていること。		(意見なし)		

		モデル(案)に対する各団体等からの類	意見	
「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文	分 野	意 見 内 容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
<ul> <li>2-2 授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。</li> <li>2-3 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。</li> <li>2-4 授業科目の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。</li> </ul>	共 通	● (観点 2-4 に関して)授業内容に研究活動の成果を直接反映させることを求めているようであるが、本人の研究成果なのか、その分野の一般的な成果かが分かりにくい。また、全ての知識は研究成果の結果であり、いつの時点の研究成果を指しているのかも曖昧である。もし、最新の研究成果を求めているとすれば、それを必須条件とすべきなのかは疑問である。授業科目にもよると思われる。また、「全体として」の意味が不明確である。	教員本人の成果を指すことが明確となるよう修正を 行った。 また、「全体として」については、すべての科目が 担当する教員の研究成果や実務経験を反映している	の趣旨に沿ったもの <u>であり、担当する教員の研究活動の成果あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。</u> 2-32 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。
	共 通	● 観点 2-2 と 2-3 の違い、関連が分かりにくい。	対応:原文のままとした。 理由:観点2-2では、個々の授業科目が教育課程全体 の編成趣旨に沿っているかを分析するものであり、観 点2-3では、各専門職大学院が当該職業分野から期待 されている事項を明記した上で、全体としてその期待 にこたえうる水準の教育課程や教育内容になってい るかを分析するものである。(評価に際しては留意を 促すことが必要である。)	2-4 授業科目の内容が、全体として教育の目的を達成 するための基礎となる研究活動の成果あるいは実務 の経験を反映したものとなっているか。 2-54 (以下略)
	共 通	● 「教育課程の編成の趣旨」、「当該職業分野の期待」いずれも、時間軸での変化であり、各業界により優先度が違っていることからも、「時間軸でぶれないもの(静的に捕らえる)とぶれるもの(動的にとらえる)とに分けて対応しているか。」を加えるべき。	理由:意見の趣旨は観点 2-2、2-3 の中に含まれてい	
	共 通	● (観点 2-3 に関して)専門職大学院によっては「ビジネス・MOT」に「公共政策」を加えた教育内容を展開しているところもあり、「当該職業分野」と特定し難いものもある。こうした点にも配慮が望まれる。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2-5 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。	_	(意見なし)		
2-6 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。				
2-7 標準修業年限を短縮している場合(例えば、1年制コースを設定するなど)には、目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。	共 通	● 「目的に照らして十分な成果が得られるよう <u>具体的な</u> 配慮・・・」とするべき。	対応:原文のままとした。 理由:原文のままで特に支障がないため。	2-¥6 標準修業年限を短縮している場合(例えば、1年制コースを設定するなど)には、各専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。
2-8 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応 した教育課程の編成(例えば、他研究科の授業科目の履修、他大学と の単位互換、インターンシップによる単位認定等)に配慮しているか。	_	(意見なし)		
2-9 専攻分野に応じて、事例研究、現地調査又は双方向、多方向に行われる討論若しくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。				
2-10 ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。				
2-11 教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。				

「本明跡上光時の恋は女子でリノタン・原本		モデル(案)に対する各団体等からの意	意見	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文 2-12	分 野	意 見 内 容	対 応	
2-12 通信教育を行う場合には、 面接授業 (スクーリング) 若しくは メディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が 行われているか。		(意見なし)		
2-13 学生の履修指導及び学習相談、助言が学生の多様性(履修歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行われているか。また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。				
2-14 目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。  注:公共政策分野においては、法学、政治学、経済学など幅広い履修内容が必要であることを踏まえ、当該専門職大学院において40単位以上の修得を修了要件とすることが望ましい。		(意見なし)		2-1413 各専門職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。  注:公共政策分野の専門職大学院においては、法学、政治学、経済学など幅広い履修内容が必要であることを踏まえ、当該専門職大学院において40単位以上の修得を修了要件とすることが望ましい。
2-15 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、 修了認定が適切に実施されているか。 また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられている か。	共 通	<ul> <li> ● 成績評価等の正確性を担保するための「措置」とは、いかなるものを想定しているのか。他の一般的な課程における成績評価等の正確性を担保するための「措置」とは異なる、専門職学位課程ならではの「措置」を想定していると思われますが、その状況・イメージが捉え難いところです。</li> </ul>	理由:専門職大学院における成績評価等の正確性が担	
2-16 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。	_	(意見なし)		

「主印動士学院の恋に甘進士でル(字)、原士		モデル(案)に対する各団体等からの	意見	「声明晩十尚吟の証圧甘淮エニ』(安)」校工立(安)
「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文	分野	意 見 内 容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
基準3 教育の成果				
_	共 通	<ul><li>● 以下の事項を評価事項に追加していただきたい。 「実習及び実習体制から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。」</li></ul>	対応:観点の追加は行わなかった。 理由:実習及び実習体制については観点 2-9、その成果や効果は基準3の中に含まれている。	
・目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力 や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上 がっていること。	共 通	<ul><li>● 他の基準では省略していない単語なので、当該基準においても記述してはどうか。</li><li>→「専門職大学院の目的として意図している、」</li></ul>	対応:字句の修正を行った。(「各専門職大学院の目的」に統一。)	・ <u>各専門職大学院の</u> 目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。
3-1 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、目的に 照らした教育の成果や効果が上がっているか。	共 通	● 専門職大学院の教育の成果及び結果については、課程修了、資格取得との関連でどのように捉え評価するかには慎重な考慮、記述が必要である。「資格取得状況」の基準項目は、資格取得率の過度の強調や、教育課程・教育目的への強い影響をもつことから、十分な検討をすべきであり、それ自体は教育項目(修了)とは切り離し、仮に必要な項目としても別立ての観点番号を付した項目立てをすべきと思料する。その際、3-3の「修了後の進路」との関係から、この項目との結びつきで検討することが考えられる。	理由: 観点 3-1 にある場合と切り離した場合で根本的に変わるとは思われない。 (評価に際しては留意を促すことが必要である。)	3-1 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、 <u>各専門職大学院の</u> 目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。
3-2 授業評価等、学生からの意見聴取から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。	共 通	<ul> <li>         「意見聴取」そのものではなく、その結果を判断して教育の成果や効果が上がっているかを判断するのではないか。         →「授業評価等、学生からの意見聴取<u>の結果</u>から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。」</li> </ul>	対応:字句の修正を行った。(関連して観点 3-4 についても同様の修正を行った。)	3-2 授業評価等、学生からの意見聴取 <u>の結果</u> から判断して、 <u>各専門職大学院の</u> 目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。
3-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。	共 通	_	対応:観点3-2の修正に伴い、観点3-4に「の結果」 を追加した。	3-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、 <u>各</u> <u>専門職大学院の</u> 目的に照らした教育の成果や効果が上が っているか。
3-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。	共 通	● (観点 3-3 について) 学校教育法 65 条に記されている専門職大学院の設置の趣旨からして、基準3の「観点 3-3」を補完するものとして、修了者が「高度な専門性が求められる職業」に就職しているかを判断する指標が必要であると考える。	理由: 当該観点は、各専門職大学院の目的に掲げられ	3-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取 <u>の結果</u> から判断して、 <u>各専門職大学院の</u> 目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。
	共 通	● 基本的な観点 3-3・3-4 の運用に当たっては、進路先や就職先に関して弾力的に解することが望ましい。例えば、公共政策大学院においては、公的部門に限定することなく、公的な色彩の強い民間分野も視野に入れて人材の養成を図っているため、そのような点を考慮した、弾力的な観点の運用が必要になってくると思われる。	理由:各専門職大学の目的から導き出された進路先や 就職先は対象専門職大学院が明示し、それを踏まえた	
	共 通	● (基本的な観点 3-4 について) 修了生や就職先等から意見聴取を体系的に 行っているわけではない。これを体系的に行ったデータを示して評価を せよとすると、負担が過重になる。		

「専門職大学院の評価其準モデル(客)」原文		モデル(案)に対する各団体等からの調	- 「東明暎十尚院の証に甘淮エニュ(安)」 枚工士(安)	
「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文 	分野	意 見 内 容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
基準4 教育組織等				
	共 通	● 本基準について、総じて教育能力そのものだけでなく、研究業績・能力 および社会貢献についても重要な評価対象に入れるべきだと考えます。専門 職大学院は、何よりも教育ならびに研究を担う、大学に設置された組織に他 ならず、研究を軽視しては、かえって専門職大学院の存立を危ういものにし かねないと思料しますとともに、現実に2年間の経験から、学生の期待に応 える教育の達成のためには、教員の研究の高度化、先端性なくしてありえな いというのが実感です。		
<ul> <li>・教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。</li> <li>・教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。</li> <li>・教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。</li> <li>・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。</li> </ul>	共 通	● 観点 4-11 の表現と統一するために、以下のように修正してはどうか。 →「教育課程を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。・・・教育課程を展開するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。」		
4-1 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた 教員組織編制がなされているか。	共 通	● 教育課程についての観点であることを明確にした方がよいのではないか。  →「教育課程に応じた教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。」	対応:原文のままとした。 理由:原文のままで特に支障がないため。	
4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。 また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、 かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある と認められる専任教員が、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める 数」(平成15年文部科学省告示第53号第1条。以下同じ。)以上 置かれているか。 (1)専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 (2)専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 (3)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	_	(意見なし)		
4-3 教員の過去5年間程度における教育上又は研究上の業績等、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。	共 通	● 基本的な観点 4-3 は、実務家教員の性格付けと役割を無視したもので、 実務歴の無い教員に対して原則として適用されるべきです。通常の教員と 実務家教員とがインテグレートした講義を担当することで、通常教員の教 育技能と実務家教員の技能専門性とを融合するなどの場合も考えるべき です。	理由:同観点は、教員が教育上の経歴や経験、指導能力を有することを示す資料が開示されているかを分	
<ul> <li>4-4 専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(以下、実務家教員という。)が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上に相当する人数(※)置かれているか。</li> <li>※ 3割に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内の人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。</li> <li>4-5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。</li> </ul>		(意見なし)		

		モデル(案)に対する各団体等からの類	意見	「東明暎十学院の証価甘淮エギュ(安)」校正立(安)
「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文  4-6 各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目につ	分野	意 見 内 容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案) 
4-6 各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。会計分野については、特に、基本的な内容の科目(財務会計、管理会計、監査等)については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任の教授又は准教授が置かれているか。	会 計		対応:誤解を防ぐため、字句の修正を行った。	4-6 各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。 <u>〈以下については会計分野の専門職大学院のみ適用〉</u> <del>会計分野については、特に、基本的な内容の科目(財務会計、管理会計、監査等)については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任の教授又は准教授が置かれているか。</del>
	ビジネス ・MOT	● 基本的な観点 4-6 は、基本的に同意しますが、基本的な観点 2-1 でビジネススクールにおける基本的な科目に縛りをかけるようなことがないことが前提でしょう。		
4-7 目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置(例えば、サバティカル(研究専念期間)制度、任期制、公募制、テニュア(終身在職権)制度等の導入、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保等が考えられる。)が講じられているか。	共 通	● (観点 4-7 から 4-10 について)公共政策大学院の特色として、協力関係にある部局との調整が必要であり、専門職大学院のみの考慮で、これらを達成するということは難しいように思われる。		
	共 通	● (観点 4-7 について) サバティカル制度のことが記載されているが、専門職大学院ではこの制度の設定を義務づけてあるのか。	対応:原文のままとした。 理由: サバティカル制度を含め( )内はあくまでも例示であり、すべての専門職大学院一律に義務付ける趣旨ではない。	
4-8 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。	共 通	● (観点 4-8 について) 教員の採用及び昇格の基準は通常の教員と実務教員とで、業績の内容は非常に異なることと思われるので予め区別しておき、実務教員に則する必要があると思われる。	対応:原文のままとした。 理由:採用基準や昇格基準等の区分も含め、どのような基準等が定められるかは、各専門職大学院の判断による。その定められた基準等が明確且つ適切であり、教育上の指導能力の評価が含まれているかを分析するものである。	
4-9 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、 その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。	_	(意見なし)		
4-10 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。				
4-11 専門職大学院の教育課程を展開するために必要な事務職員、技 術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。	共 通		対応:「遂行」で統一するよう、字句の修正を行った。	4-11 専門職大学院の教育課程を <u>遂行展開</u> するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

		モデル(案)に対する各団体等からの意	 意見	
「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文	分野	意 見 内 容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
基準 5 施設・設備等の教育環境				
	共 通	● 施設設備と管理運営体制とが同じ評価基準になっている。特に問題はないが、管理運営は、学校法人や株式会社など大学の設置主体や設置形態とも関連しており、施設・設備と同じ基準で論ずるのは、必ずしも適切ではないのではないか。	理由:基準を2つに分ける考え方もあるが、1つにま	
_	共 通	<ul> <li>専門職大学院が、総合大学の一部局あるいは一専攻である場合は、「大学が当該専門職大学院に対し、運営上のサポートを行っているか。」が、認証評価における評価の観点の一つになりうると考える。</li> <li>■ 国立大学法人において、施設・設備等の教育環境の整備については、研究科の努力には明らかに限界があり、そのことを踏まえた内容(例えば、年次計画等も評価対象とする等)をご検討いただきたいと考えます。</li> </ul>	対応: 観点の追加は行わなかった。 理由: すべてを専門職大学院独自で整備することを求める趣旨ではなく、全学的な取組、他の部局との協力による取組等を含め、全体として専門職大学院の運営が適切であればよいと考える。(当該基準は大学全体としての必要なサポートの趣旨も含んでいると考えている。)	
・専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、 有効に活用されていること。 ・学生相談・助言体制等の学習支援及び学生の経済支援等が適切に	共 通	<ul> <li>◆ ふさわしいという表現が具体性に欠けるのではないか。(基準の実線枠内の表現)</li> <li>→「専門職大学院における教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財政的基礎を有していること。」</li> </ul>	対応:字句の修正を行った。	・・・・(略)・・・・・ 専門職大学院における教育活動等を適切に <u>遂行できるだけの</u> 実施するためにふさわしい と。 各専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営
行われていること。 ・専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。 ・専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。	共 通	● 管理運営組織と事務組織を併せて管理運営体制になると思われる。表記としては「管理運営体制」か、「管理運営のための組織及び事務組織」に統一した方がよいのではないか。(基準の実線枠内の表現)・・・観点 5-9 と関連	織及び事務組織」に統一。)	のための組織 <del>体制</del> 及び事務組織が整備され、機能していること。
	共 通	● 基準5では「専門職大学院の目的」とかかれているが、基準2、基準3、 基準4では、単に「目的」と記されている。ここでいう「目的」が、基 準1で定義する大学院設置基準第1条の2の目的を指しているのか、専 門職大学院設置基準第2条1項で規定する目的をさしているのか明確で ない。	的」に統一。)	
5-1 専門職大学院の教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、講義室、演習室、実習室、教員室等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。	_	● 観点 4-11 の表現と統一するのがいいのではないか。基準 5 の表現と 5-1 の表現の違いが明確ではなく、基準 5 の表現と統一するのがいいのではないか。(運営にふさわしい施設・設備と読めるので。) →「専門職大学院の教育研究組織及び教育課程の展開に対応した施設・設備」		5-1 専門職大学院の教育研究組織 <del>の運営</del> 及び教育課程 <u>に 対応した実現にふさわしい</u> 施設・設備(例えば、講義室、 演習室、実習室、教員室等が考えられる。)が整備され、 有効に活用されているか。
5-2 自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十分に整備され、効果的に利用されているか。		(意見なし)		
5-3 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。				
5-4 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言など、 支援体制が整備されているか。	ll .			
5-5 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。				

「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文		モデル(案)に対する各団体等からの	意見	- 「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
	分野	意 見 内 容	対 応	
5-6 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、 障害のある学生等が考えられる)への学習支援、生活支援等が適切 に行われているか。	共 通	<ul><li>一</li><li>● 特別な支援を行う場合として、留学生への学習支援が例示されてい 、</li></ul>	対応:基準5の実線枠内の修正に伴い、観点5-7の字 句修正を行った。 対応:原文のままとした。	5-7 専門職大学院における教育活動等を適切に <u>遂行できるだけの実施するためにふさわしい</u> 財政的基礎を有しているか。
5-7 専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有しているか。		るが、一律にこれを個々の専門職大学院に課すことが適当であるか否か、検討が必要である。例えば、会計、公共政策等の分野においては、わが国の法規・行政資料等を教材として使うことが考えられるが、それらの多くは日本語のみで記述されている。留学生に対する学習支援として、それら資料・教材の翻訳等が考えられるが、膨大な作業となる。個々の組織を超えた支援の仕組みを構築することの方が適切な場合もあり、個々の組織の評価項目とするには慎重な取扱いが必要と思われる。  ■ これらの学生支援体制は、全学的なものであり、専門職大学院のみの評価では難しい。	理由:留学生への支援はあくまでも例示であり、すべての専門職大学院に一律に一定の取組を求める趣旨ではない。また、すべてを専門職大学院独自で整備することを求めるものではなく、全学的な取組、他の部局との協力による取組等を含め、全体として専門職大学院の取組が適切であればよいと考える。	
5-8 管理運営のための組織及び事務組織が、専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。 5-9 管理運営のための組織及び事務組織が、専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。	共 通	● 管理運営組織と事務組織を併せて管理運営体制になると思われる。表記としては「管理運営体制」か、「管理運営のための組織及び事務組織」に統一した方がよいのではないか。(基準の実線枠内の表現)・・・基準の実線枠内と関連	理由:「管理運営のための組織及び事務組織」に統一	5-8 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。 5-9 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

「専門職大学院の評価基準モデル(案)」原文	モデル(案)に対する各団体等からの意見			「声明暎十尚院の証無甘淮エニュ(安)」をエナ(安)
	分野	意 見 内 容	対 応	「専門職大学院の評価基準モデル(案)」修正文(案)
基準6 教育の質の向上及び改善				
<ul> <li>・教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・ 向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能し ていること。</li> <li>・教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切 に行われていること。</li> </ul>	_	(意見なし)		
基本的な観点 6-1 専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。 6-2 学生からの意見聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。 6-3 学外関係者(当該専門職大学院の教職員以外の者。例えば、修了生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。	共 通	● 観点 6-1、6-2、6-3 は統合していい。6-1 で「組織的に行われているか」を聞いているので、6-2 や 6-3 のこともふれることになる。	対応:原文のままとした。 理由:教育の質の向上及び改善に資するためには、学生や学外関係者からの意見や、専門職域に係わる社会にニーズを踏まえた自己点検・評価が不可欠であることから、それぞれ別の観点としたものである。	
6-4 自己点検・評価の結果が専門職大学院内及び社会に対して広く公開されているか。	共 通	● 「専門職大学院内及び社会」となっているが、専門職大学院の母体である「大学」が欠落している。	対応:原文のままとした。 理由:「広く公開」に母体である大学が当然に含まれているため。	
<ul><li>6-5 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</li><li>6-6 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。</li></ul>			対応: 6-1 から 6-6 までが自己点検・評価に関する観点、6-7 から 6-8 までがファカルティ・ディベロップメントに関する観点であるということを明確にするため、字句の修正を行った。	6-5 <u>自己点検・</u> 評価 <u>の</u> 結果がフィードバックされ、教育質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられてるか。 6-6 個々の教員は、 <u>自己点検・</u> 評価 <u>の</u> 結果に基づいて、れぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、授技術等の継続的改善を行っているか。
<ul> <li>6-7 ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。</li> <li>6-8 ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</li> </ul>	_	(意見なし)		